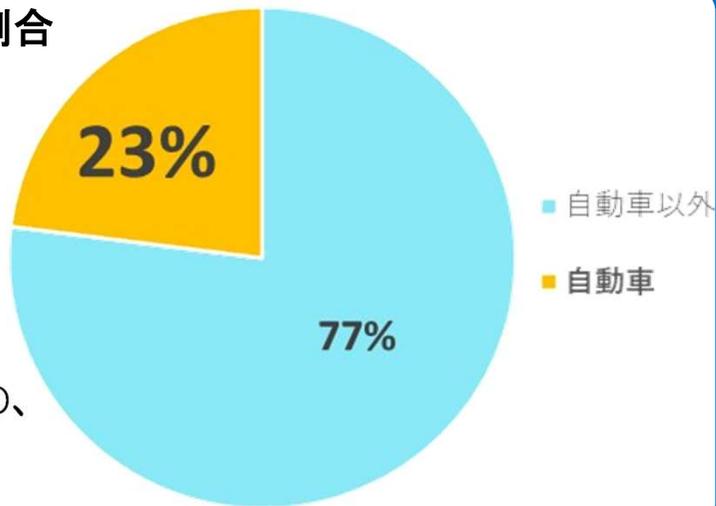


# 埼玉県の地球温暖化対策 【自動車対策の概要】

## 埼玉県内CO<sub>2</sub>排出割合 (2022年度)

県内のCO<sub>2</sub>排出量のうち、23%が自動車から排出されているため、対策が必要です。



埼玉県では、「埼玉県地球温暖化対策推進条例」により、次のような自動車の地球温暖化対策を進めています。

- 自動車地球温暖化対策計画、実施方針
- 低燃費車の普及促進
- エコドライブの推進 など



彩の国  
埼玉県



埼玉県マスコット「コバトン」

# 1 県内で一定台数以上の自動車（軽・二輪を除く）を使用する事業者の地球温暖化対策 （届出の名称：自動車地球温暖化対策計画）

## 30台以上の自動車を使用する事業者

### 【自動車地球温暖化対策計画の作成・提出(5年ごと)】

- 自動車が排出するCO<sub>2</sub>を抑制するための計画を作成し、提出してください。  
（埼玉県生活環境保全条例に基づき提出する「自動車使用管理計画」を提出している事業者は、「自動車使用管理計画」と併せて作成、提出してください。）
- エコドライブ推進者を選任し、計画書に記載してください。

### 200台以上の自動車を使用する事業者

さらに

低燃費車の導入計画を作成し、提出してください。

**低燃費車導入期限:令和12年3月31日**

**低燃費車導入割合:使用する自動車の台数の50%以上**

### 30台未満の自動車を使用する事業者

任意

自動車排出するCO<sub>2</sub>を抑制するための計画を任意で作成し、提出することができます。

### 【自動車地球温暖化対策実施状況報告書の作成・提出(毎年)】

「自動車地球温暖化対策計画」を作成・提出した事業者（任意提出を含む。）は、「自動車地球温暖化対策実施状況報告書」を作成し、提出してください。

御提出いただいた計画・実施状況報告書は、  
県ホームページで公表します。

## 2 一定規模以上の荷主、一定規模以上の集客施設、マイカー通勤者が多い事業者の地球温暖化対策 (届出の名称：自動車地球温暖化対策実施方針)

次の事業者は、「自動車地球温暖化対策実施方針」(3年ごと)を作成・提出してください。

- ①大規模荷主** 以下の3つの条件をすべて満たす事業者
  - 従業員数300人以上
  - 主たる事業が次の事業に該当する事業所を設置する事業者 ※ 日本標準産業分類による
    - ・ 鉱業、採石業、砂利採取業
    - ・ 建設業
    - ・ 製造業
    - ・ 運輸業、郵便業 (倉庫業に限る)
    - ・ 卸売業、小売業
  - 貨物の運送を委託している事業者や、その貨物を受け取る事業者
- ②大規模集客施設事業者**

映画館、店舗、飲食場などの集客施設※で、その用途面積が1万㎡以上である施設の所有者または運営者

※集客施設とは次の用地に供する建築物

  - ・ 劇場
  - ・ 映画館
  - ・ 演芸場
  - ・ 観覧場
  - ・ 店舗
  - ・ 飲食店
  - ・ 展示場
  - ・ 遊技場
  - ・ 勝馬投票券発売所
  - ・ 場外車券売場
  - ・ 場内車券売場
  - ・ 場外勝舟投票券発売所
- ③マイカー通勤者が多い事業者**

従業員数300人以上の事業所で、自家用自動車通勤している従業員が全従業員の半数以上である事業所を設置する事業者

1 自動車地球温暖化対策  
計画

2 自動車地球温暖化対策  
実施方針

左の1, 2の両方に該当する事業者は、両方を提出してください。

御提出いただいた実施方針は、県ホームページで公表します。

## 3 その他

### ①自動車販売店

自動車販売者は、新車販売時にその新車のCO<sub>2</sub>排出量やエコドライブについて、購入者に説明します。

### ②自動車使用者の責務

自動車の使用者は、次のことに努めます。

- 公共交通機関や自転車の利用
- 温室効果ガスの排出が少ない自動車の選択
- 自動車の使用抑制
- エコドライブの実施

### 地球温暖化対策(自動車対策)についてのお問い合わせ

#### ● 「自動車地球温暖化対策計画」についてのお問い合わせ

- ・ 埼玉県中央環境管理事務所（さいたま市） 電話 048-822-5199
- ・ 埼玉県西部環境管理事務所（川越市） 電話 049-244-1250
- ・ 埼玉県東松山環境管理事務所（東松山市） 電話 0493-23-4050
- ・ 埼玉県秩父環境管理事務所（秩父市） 電話 0494-23-1511
- ・ 埼玉県北部環境管理事務所（熊谷市） 電話 048-523-2800
- ・ 埼玉県越谷環境管理事務所（越谷市） 電話 048-966-2311
- ・ 埼玉県東部環境管理事務所（杉戸町） 電話 048-966-4011

#### ● 「自動車地球温暖化対策実施方針」及び自動車対策全般についてのお問い合わせ

埼玉県環境部大気環境課 総務・自動車対策担当 電話 048-830-3065